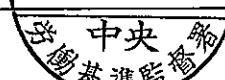


様式第9号の2(第16条第1項関係)

時間外労働
休日労働 に関する協定届

労働保険番号	2 4 1 0 1 0 4 4 5 0 0 0 0 0 0 0 0 0 2
被保険者名	会社名
法人番号	9 0 1 0 0 0 1 1 4 6 2 9 3

事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)				協定の有効期限					
労働者派遣事業		エムシーパートナーズ株式会社 (本社・東京オフィス)		(〒100-0004) 東京都千代田区大手町二丁目2番1号				2025年4月1日から1年間					
時間外労働	時間外労働をさせる 必要のある具体的な事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数				起算日 (年月日)	2025年4月1日			
					1日	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数			所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)
					360時間	360時間	360時間	360時間					
					360時間	360時間	360時間	360時間					
①下記②に該当しない労働者	□社内・社外関係事務処理または取引顧客対応の集中、期限対応、トラブル対応 □予算、決算業務、官公庁手続等期限対応 □従業員の休務等不測の欠員対応 □時間外に受講する研修・教育	事務・営業関係業務	84	7時間45分	8時間		45時間		360時間				
②情報処理業務等の納期逼迫、トラブル対応 □従業員の休務等不測の欠員対応 □時間外に受講する研修・教育	□コンピュータシステムのメンテナンス、修理、不具合改善	現業関係業務	28	7時間45分	8時間		45時間		360時間				
③長時間必要な実験・分析・測定等及び付随する事務処理 □顧客、現場等の要請により期間が限られた対応 □従業員の休務等不測の欠員対応 □時間外に受講する研修・教育	□顧客、現場等の要請により期間が限られた対応 □従業員の休務等不測の欠員対応 □時間外に受講する研修・教育	試験・分析・検査・研究開発関係業務	33	7時間45分	8時間		45時間		360時間				
④1年単位の変形労働時間制 により労働する労働者													
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的な事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日(任意)		労働させることができる法定休日の日数		労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻					
	予算・決算・調査・官公庁手続等の期限対応 商談・取引等に関連する顧客対応、 事故・システム故障・その他緊急を必要とする業務 休日に受講する研修・教育	事務・営業関係業務	84	土・日・祝日・国民の休日・他会社が指定した日		1か月に3日		原則 9:00-17:45					
	コンピュータシステムのメンテナンス、修理、不具合改善 情報処理業務等の納期逼迫、トラブル対応 休日に受講する研修・教育	現業関係業務	28	土・日・祝日・国民の休日・他会社が指定した日		1か月に3日		原則 9:00-17:45					
	長時間必要な実験・分析・測定等及び付随する事務処理 休日に受講する研修・教育	試験・分析・検査・研究開発関係業務	33	土・日・祝日・国民の休日・他会社が指定した日		1か月に3日		原則 9:00-17:45					
	<p>上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと。 □ - 7.3.18 (チェックボックスに要チェック) </p>												



時間外労働
休日労働 に関する協定届(特別条項)

様式第9号の2(第16条第1項関係)

臨時に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。720時間以内に限る。)	
			延長することができる時間数 法定労働時間 を 超える時間数	所定労働時間 を 超える時間数 (任意)	限度時間を超えて労働させること ができる回数 (1回以内に限る。)	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数 法定労働時間と超えた時間数と休日労働の時間数を合算した時間数(任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率 法定労働時間を超える時間数	延長することができる時間数 法定労働時間 を 超える時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率 法定労働時間を超える時間数
予算・決算・調査・官公庁手続・重要な社外対応等の期限の逼迫対応 事故・システム故障・トラブル対応等緊急を要とする業務 その他臨時に対応が必要となる業務	事務・営業関係業務	84	15時間		6回	80時間	25% (*)	720時間	25% (*)
コンピュータシステムの急を要する修理、不具合改善 情報処理業務等の納期逼迫、トラブル対応 プロジェクト業務におけるピーク時対応 その他臨時に対応が必要となる業務	現業関係業務	28	15時間		6回	80時間	25% (*)	720時間	25% (*)
長時間必要な実験・分析・測定等及び付随する事務処理 プロジェクト業務におけるピーク時対応 その他臨時に対応が必要となる業務	試験・分析・検査・研究開発関係業務	33	15時間		6回	80時間	25% (*)	720時間	25% (*)
							(*)但し、延長時間が1ヶ月45時間を超えた場合の割増賃金率は25%、60時間を超える場合には割増賃金率は50%(休日労働は35%)		
限度時間を超えて労働させる場合における手続	従業員代表に対する事前申し込み(協議)								
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) ① ⑤ ⑨	(具体的な内容) ①対象労働者への医師(産業医)による面接指導の実施 ⑤対象労働者の勤務状況及びその健康状態に応じ健康診断を実施 ⑨産業医等による助言・指導を受け又は労働者に産業医等による保健指導の実施							
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)									

協定の成立年月日 2025年 3月 5日

職名 (派遣社員)

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の

氏名 徳野 幸枝

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 (選挙後信任投票)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。
 (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者ではなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、举手等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。
 (チェックボックスに要チェック)

2025年 3月 18日

職名 代表取締役

使用者

氏名 後藤 啓

中央 労働基準監督署長殿



- 7.3.18